

英国の「猥褻と映画検閲に関する委員会の 報告」について (II)

加 茂 直 樹

On the 'Report of the Committee on Obscenity and Film Censorship' (II)

Naoki KAMO

Received September 30, 1981

目 次

- 1 章 序 論
- 2 章 現行法とその問題点
- 3 章 委員会の考え方 (以上前号)
- 4 章 委員会の勧告
 - 15 節 制限されるべき出版物
 - 16 節 禁止されるべき出版物
 - 17 節 ライヴ・エンターテインメント
 - 18 節 映 画
 - 19 節 報告の要約
- 5 章 報告の評価
 - 20 節 タイムズ
 - 21 節 ハンプシャー
 - 22 節 ウォルハイム
 - 23 節 ホワイトハウス
 - 24 節 総括的評価

4 章 委員会の勧告

15 節 制限されるべき出版物 (9.1—9.33)¹⁾

報告の第三部においては、以上の論議を踏まえて、法・制度改正のための具体的な提案がなされる。委員会に寄せられた意見の多くは、ポルノグラフィの入手の仕方の制限を法的規制の主要な手段とすることに賛成するものだった。つまり、法の主要な目的は公衆、特に未成年者が普通の生活で出入する場所において不快な表現に接して迷惑を受けないように保護することにある、という合意が、他の点では極端に意見の異なる多数の団体や個人の間に成立している。もっと強い規制を求める意見も少数あるが、委員会はすべてのポルノグラフィを抑圧することは必要でも

ないし、望ましくもないと判断する。

そこで、委員会は不快を与える出版物が普通の店では手に入らないようにすることを提案する。それが、それを求める人々にだけ手に入り、未成年者やそれを見たくない人々の目に触れなければ、法の目的は達せられる。それを売る店に対して特別の課税をしたり、特別の免許を与えたりする必要はない。そのような出版物は、独立した建物か、建物の一部であっても道路からの専用の通路を持つ店においてだけ、売ることを許される。ウィンドウの展示は認められず、入口には、店内に展示しているものから不快を感じるかも知れないこと、18才以下の者は入場を許されないこと、を記した警告文が掲げられる。同じ趣旨で、通信販売の場合でも、業者がこのような出版物を18才以下の者または註文していない人々に郵送することは禁じられる。

さて、このような制限を受けるべき出版物はどのように定義されるか。これまで使われてきた「墮落・腐敗させる傾向」、「猥褻」、「みだら」などのことばはもはや役に立たない。委員会は三種類の異なるアプローチの仕方を考察した。第一は、個々の場合にどこに線を引きべきかを決定する法廷を設ける案である。しかし、出版物の事前検閲の制度は英国では受け入れられないであろう。第二は、制限されるべきものを明示的に枚挙するという案である。これは「猥褻」といような表現とちがって、客観的に適用することが可能であろう。しかし、法に書きこまれると同時にそれは固定化し、社会や世論の変化に感応することができなくなる。このことは、この種の問題においては、致命的な欠陥になる可能性がある。また、制限されるべきものの枚挙が完全であるという保証は勿論なく、法規定の抜け道を探すことはむしろ容易であろう。

そこで委員会は、「道理のわかる人々にとって不快であるもの」(what is offensive to reasonable people) という一般の定式を提案する。ここで「道理のわかる人々」とは問題になっている出版物についてバランスのとれた見解を持ち、それによって極度に心を動転されることなく、それに全く無関心でもない人々である。「不快」は広義に用いられるので、濫用されることのないように、暴力、残酷、恐怖、性的機能、排泄機能、性器の描写または取扱いの仕方における不快に意味が限定される。更に、出版物によっては、私的にそれに接しても不快ではないが、それが公に展示される時には不快と感じられるものがある。ここで問題になるのは、勿論、公の場所における不快であるから、先の定式はより正確には「それが制限を受けずに手に入るものが道理のわかる人々にとって不快であるもの」と表現される。13節において述べたように、書きことばに対しては一切、規制をすべきではないので、上記の定式は文字だけから成る出版物に対しては適用されない。不快を与える出版物（実質的には写真を主とする出版物）を見ることを欲する大人に対するパターンリスティックな保護はここでは考慮されていない。しかし、未成年者に対するパターンリスティックな保護はこの領域における法の妥当かつ重要な目的である。

16節 禁止されるべき出版物 (10.1—10.15)

単に制限されるのではなく、禁止されるべき出版物はあるか。あるとすれば、それは人に不快を与えるにとどまらず、誰かに危害を与えるものであろう。12節において紹介したように、報告は、ポルノグラフィの消費によって危害が生ずることは実証されない、という立場をとるので、ここで問題になる危害はポルノグラフィ（実質的には写真）の製作の過程において生ずるものに限定される。つまり、出版物は「その製作がある人を性的目的のために搾取することを含んで

いたと裁判所に判断される場合、つまり、(1) その人が証拠全体から見て当該の時に16才以下であったと思われる場合、または、(2) その人に実際に身体的危害が加えられたと信ずる理由がその出版物から得られる場合」(10.6)に禁止されるべきである。この場合の搾取は、もとの行為においてだけでなく、その行為の描写が流通することにおいても、成立すると考えられている。だから、その製作が外国で行われ、したがって、問題の行為が英国の裁判権の及ぶ範囲外で行われたとしても、この禁止規定は適用される。これに関して、もし本人の同意があるならば、搾取は成立しない、という反論がある。しかし、16才以下の子供については、同意は抗弁にならない。成人についても、重大な危害が加えられる場合には、被害者が同意していても、必ずしもその行為が合法的になるわけではない。

獣姦 (bestiality) を写したポルノグラフィを禁止すべきだという意見もあるが、それを求めるのは以前からそれに興味を持っている少数の人々だけであり、一般の人々にとってはそれは嫌悪の対象に過ぎない。だから、これは禁止される必要はなく、単に制限されるべきである。動物虐待に反対する立場からの禁止論もあるが、これを防ぐには動物保護の法規定の適用で十分であると思われる。特に強烈な暴力の描写についても禁止論があるが、これについても写真は映画、テレビに比較すれば迫力において劣っている。したがって、以上の制限および禁止措置が妥当である、と委員会は判断する。

先に定式化された禁止されるべき出版物はどのような形でも取扱うことを禁じられる。この輸入、郵送だけでなく、そのような写真を撮ったり、回覧したりすることも、それが商業上の利益のためであるか否かにかかわらず、禁止される。ただし、この個人的所有を罰することは実行可能でもないし、望ましくもないであろう。

以上のように、禁止されるべきものの決定は、道徳の一般的論点や社会通念として何が受け入れられているかの把握とは無関係に、危害というもっと客観的な基準に基づいて行われる。

17節 ライヴ・エンターテインメント (11.1—11.18)

ライヴ・エンターテインメント (live entertainment) の分野では、1971年にロンドンで開演された「オーノカルカタノ」が新しいレベルのポルノグラフィ的表現を公開した。委員会に寄せられた意見の中には、これ及び以後に登場した同様の裸を売物にするショウに対して何らの法的規制が加えられなかったことを残念がる内容のものもあったが、証人たちの大部分はこの分野における表現の規制に全く関心を示さなかった。「オーノカルカタノ」がまだ続演中であることよりも、それが実質的な論議の対象にならずに長時間にわたって続いてきたことの方が、注目に値する²⁹。

一般の関心の低い理由は勿論、舞台でのショウがマス・メディアでないことにある。ポルノ雑誌や映画は広範囲の人々が見る可能性を持っており、その影響力は非常に大きい。ところが、ショウは劇場に^{なま}来た少数の人々のために演じられ、子供や見たくない人の目に触れる心配はない。しかし、それは生であるだけに、他のメディアとは質的に異なる影響を観衆に与える。舞台上の性的行為が行われる場合、演技者と観衆の関係は映画の場合のようにカメラやフィルムを介してのものではない。それは過去の行為の記録ではなく、今、目前で行われている。観衆の反応が演技に影響することもあるし、観衆がこれに参加する可能性さえある³⁰。そこにはもはや空想の余地

はなく、したがって、法がこれを出版物等とは異なる仕方では取り扱うことも正当化されるだろう。

委員会の見解では、性的行為を実際に行うことを芸術や演劇が要求することはありえない。舞台上で本当にセックスを行うことから、それはもはや芸術ではないことがただちに帰結するといってもよい。ここで報告は、規制の対象になる性的行為を、その行われる状況において道理のわかる人々にとって不快であるものに限定する。これは出版物（写真）に関する制限の基準にほぼ相当する。更に、その演技がみせかけのものであるか、ほんものであるかが区別される。そして、不快を与える行為の演技がみせかけのものであれば、それには制限が課せられ、18才以下の者は入場を許されず、劇場外への広告も公衆に不快を与えないような仕方ではなされなければならない。性的行為（マスターベーション、人間と動物または人間同士の性器、肛門、口唇による結合を含む）の演技がほんものであり、道理のわかる成人にとって不快である場合と、16才以下の者の性的搾取を含む場合には、それは禁止されるべきである。出版物については、モデルを明らかにな危害から守るために禁止が課せられたに過ぎない。ライブ・ショーの場合には、危害を防ぐためには暴力に関する法規定で十分であるが、ほんものの性的行為には、この質的特性のために、禁止という厳しい規制が課せられる。ただ、映画におけるような事前検閲の制度は、この分野においては必要でも妥当でもないと考えられている。

18節 映画 (12.1—12.45)

映画は現在、事前検閲制度を持つ唯一の分野である。この制度は偶然にはじめられたものに過ぎないが、よく機能しており、多くの人々に支持されている。事前検閲一般に対する反対意見も映画検閲にはそれほど厳しく向けられていない。他の分野においては猥褻性の許される限界が明らかでないために問題が起るが、映画に関しては、検閲制度がどのような作品がどのような条件下で公開を許されるかを決定してくれるので、このことが一つの利点になっている。世界の大多数の国々も同様の制度を持っている。アメリカの制度はもっともゆるやかで、子供に適した映画を指定して親の判断に委ねるだけであり、法的権限も強制力も持っていない。ベルギー、オランダ、デンマークも子供の保護だけを目的にしており、成人向けの映画には事前の規制は行われるべきでないという方針をとっている。しかし、他の多くの国々は成人向けの映画をも規制している。そして、これらの国々においては、検閲機関は法によって設けられ、公的権限を行使している。英国のような自主規制機関による検閲制度は他に例を見ない⁴⁾。

勿論、映画の検閲に対する反対論も種々の団体から寄せられている。これには、事実と思想の自由な伝達の障害になるものは何であれ取除かれるべきであるという立場、芸術的表現の自由を強調する立場、成人の持つ自ら見るものを選択する自由を強調する立場、などがある。映画業界の一部にも、事前検閲を廃し、演劇などと同じ取扱いにすることを求める声がある。しかし、映画は演劇と異なり製作に莫大な資本を必要とし、一旦完成されると変えることは困難である。それで、大手の映画配給業者の団体にも、全国的に適用されるような検閲制度の実現を要望する意向がある。

他方、映画におけるサディスティックな暴力の描写をどう取扱うかが問題になる。表現された暴力と社会におけるほんものの暴力の間の因果関係は実証されていない。しかし、暴力はセックスと異なりそれ自身が悪であるから、暴力の描写の取扱いには慎重を期すべきだという意見が

ある。テレビで放映される暴力の表現にも大いに関心が払われているが、映画における暴力の表現はこれよりはるかに強烈である。さまざまな暴力の形態が、クローズ・アップ、音響効果などの映画特有のテクニックを駆使してサディスティックな快感を強調するような仕方では表現されるならば、映画は他のメディアが作り出すことのできないような迫力を持つ。これが現実の暴力による危害に結びつくという確証はないが、結びつかないという確証もないのだから、慎重にすべきだという議論も成立つ。委員会は、現行の検閲により禁止された映画あるいはカットされる前の映画の暴力シーンを見て非常なショックを受け、これまで展開してきた報告の一般的考え方は矛盾するかも知れないが、慎重論をとることにした。

事前に専門の検閲機構によって規制をすることの意義は、それによって確実性、一貫性、迅速な決定が保証されることにある。これによって、裁判所で長い時間をかけた後で映画のことを知らない人々によって決定が下される、という不便を免れることができる。ここで問題になっているのは検閲制度を全く新しく設けることではない。英国には現に検閲制度がある。そして、未成年者の保護のためにこの制度を存続させることの必要性は、ほとんどすべての人々が認めている。問題はそれを成人向けの映画の規制にも利用するか否かである。委員会の見解では、映画の迫力は非常に微妙な諸要因にかかっており、法はこれを規制する手段としてはあまりに柔軟性を欠いている。だから、専門の検閲機構が一定のガイドラインにしたがってその場合に応じた判断を下すことによって、一そう有効な規制が可能になるであろう。

現在、映画検閲の法的権限を握っているのは、各地方の licensing authorities である。この制度に対しては、映画の製作、配給、上映に関係する全部の団体が反対の意向を表明している。全国的に映画を配給する際に、地方により検閲の基準が異なっているのは非常に不便だからである。マス・メディアと高い移動性を持つ現代において、しかも英国のような小国の中では、地理的条件による趣味、感覚の違いはとりあげるほどの重要性を持たなくなっている。地方が権限を保持し続けるべきだという見解もあり、その理由も色々挙げられているが、いずれも決定的でない。現在も、地方の権限はBBFC（英国映画検閲機構）という全国的機関によって実質的に代行されているという事情がある。そして、BBFCの仕事ぶりには多くの人々が必ずしも不満なわけではないが、それが映画産業によって創設され、法的権限を持たない、という位置づけに問題がある。

そこで委員会は、法の裏づけを持った全国的規模の検閲機構の新設を提案する。この新しい機構は映画審査委員会 (the Film Examining Board) と呼ばれる。それは12人の男女の委員から成る。委員の選出は、検閲がセンス、独立性、専門的知識および公衆の感情の理解をもって行われている、と公衆に確信させるような仕方で行われなければならない。映画産業の代表が3名、地方自治体に指名されるものが3名、他に法、児童心理学、教育などの専門家が含まれるであろう。委員会は検閲の方針を決めるが、実際の審査は少数の専門の審査員に委ねられる。審査員の決定に対する不服の訴えがあれば、委員会がこれを聴く。

では、映画に対する規制はどのような方針で行われるべきだろうか。出版物に対する規制についての考え方、つまり、禁止よりも制限に重点を置くという考え方を映画に適用したらどうか。現在の制度では、一般の映画館で上映を許されない映画が多くあり、それにはパズリーニの「サロ」、大島渚の「愛のコリーダ」などの問題作が含まれている。他方、形だけの会員制をとって検閲を受けていない作品を見せるシネマ・クラブが多くある。そこでは子供の入場制限さえ

行われておらず、この存在は映画免許制度の主要目的である公衆の安全という見地からは見逃すことができない。そこで、現行の4カテゴリー以外に、現在上映を許されない問題作とシネマ・クラブで上映されているブルー・ムーヴィを対象にするもう一つのカテゴリーを設け、特に認められた映画館においてのみ上映を許すことにする。これの一般的目的は写真等の場合と同じく青少年の保護と不快の防止にある。だから、18才以下の者がこれを見ることは許されない。館外に写真などを展示することも許されず、そこで上映される映画がどのような性質のものをかを説明する警告文が掲示されなければならない。すべての営利を目的とする映画館では、検閲を受けた映画だけが上映を許されるので、シネマ・クラブは存続を認められなくなる。

映画を分類する一般的基準は法によって定められ、映画審査委員会はその枠内で検閲の方針を決定する。現行のカテゴリーにもいくらか修正が加えられる。現行のU（一般鑑賞用）、A（一般向けだが14才以下の子供は保護者の判断に委ねられる）、AA（14才以上）、X（18才以上）という4カテゴリーは、U（一般鑑賞用）、11A（一般向けだが11才以下の子供は責任ある大人と一諸に見るという条件つき）、16（16才以上）、18（18才以上）、18R（上述の制限された上映）の5カテゴリーに変わる。つまり、18Rの新設だけでなく、未成年者の年令別区分に多少の変更がある。映画が証明書を拒否され、したがって上映を禁じられるのは、法によって禁じられている内容を含んでいる場合と、暴力、性的行為、犯罪の描写の仕方のために受け入れられないと判断される場合である。法によって禁じられている内容とは、出版物についての禁止規定で示されたこと（つまり、16才以下の者を使っている場合と出演者に身体的危害が加えられたと認められる場合）および他の法によって禁じられていること、例えば、犯罪をあおりたてたりする内容を指す。以上が映画に関する勧告の概要である。

19節 報告の要約（13.4）

報告の最終章においては、以上のような法・制度改正のための提案がもう一度整理され、要約される。この要約の一般的部分だけを次に紹介しておく。

- (1) この分野における現行のさまざまな法規定を廃止し、包括的な新しい制定法を発足させるべきである。
- (2) 「猥褻」、「みだら」、「墮落・腐敗させる」というようなことばは、有効性を失ったものとして捨てられるべきである。
- (3) 法は部分的には、ある物の存在によってひき起されあるいはそれに含まれる危害を基盤とすべきである。これだけが禁止を正当化することができる。法はまた部分的には、その物が展示されまたはそれに接する機会があることによって不快を受けないという公衆の当然の利害関係を基盤とすべきである。これが正当化できるのは、普通の市民を理由のない不快から守ることを意図した制限の賦課だけである。
- (4) この分野における法の主要な目的は、ある種の物が道理のわかる人々に不快を与えたり、若い人々の手に入るのを防ぐことにあるべきである。
- (5) それを欲する人々に対して禁じられるべき物はごく少数にとどまる。なぜなら、それがひき起すであろう危害を客観的に評価した結果は、広範囲の禁止措置を正当化しないから。
- (6) 印刷されたことばに対しては制限も禁止も課せられるべきでない。それはその本性上、直接

的に不快を与えはしないし、我々が特定するような危害を含むこともありえないからであり、また、思想の伝達上、重要だからである。

5 章 報告の評価

20節 タイムズ

以上においてその概要を紹介した英国の猥褻と映画検閲に関する委員会の報告に対して、英国内ではどのような反応が見られただろうか。報告が1979年11月末に提出されてから約半年間に発表されたいくつかの批評の論点を次に紹介する。まず、英国の代表的な新聞タイムズは、報告の公表された当日の紙面でかなりのスペースをさいてこれの内容を説明し、更に「何が危害であるか」と題する社説でこれについて論評している¹⁾。社説によれば、委員会の問題処理の仕方は、改正された法規定が意図したように機能するならば、大いに推賞するに値する。つまりそれは、公衆が感情を傷つけられることを防ぐ、私的な満足を許容する、選択の自由を拡大する、本質的に不安定な法的区別（例えば猥褻性の有無の区別）の意義を減少させる、抑圧できないものを抑圧するという義務を解消する、警察が墮落する可能性を減少させる、などの利点を持つものと期待される。ところが、報告は成人や社会を危害から守ることを意図していない。委員会の見解では、ポルノグラフィは法の介入を正当化できるほどの害をもたらさないからである。だから、ポルノグラフィのひき起す危害と法の保護的な機能について論じている部分が報告の中で決定的に重要な部分である。

ポルノグラフィが文化的墮落をもたらすという見解がある。こういう面での影響を量的にとらえることは困難であるが、委員会も文明に対する長期的影響の重要性は認めている。だが、この領域では、原因と結果、症状と病気そのもの、重要なものと皮相なものを区別することが特に難しい。またこれは、自由で、多元的で、変りつつある社会が禁止的立法を認めることには慎重であるべき領域である。だから、社会を道徳的、文化的衰退から救う手段は刑法以外のどこかに求められねばならない。

そこで次に問題になるのは、ポルノグラフィに毒された人間が他人に危害をもたらすか否かである。この点で社説は委員会の見解にかなり批判的である。ポルノグラフィが危害をひき起すことが「合理的な疑いをさしはさめない程度に」明らかでなければ、法的介入は正当化されない、という報告の前提は疑わしい。これは、長期間にわたって多くの文明社会において行われてきた禁止の継続を正当化するために、非常に重い証明の負担を課していることになる。禁じられるべきものには何の価値もないのだから、危害がひき起される恐れがあるというだけで、禁止のための十分な理由になるのではないかと社説は主張する。提出された証拠の検討においても、委員会は冷静な懐疑主義を貫く。だから、ポルノグラフィの流通と性犯罪事件との間には何らの積極的結合も見出すことができない。

ところが、映画に関しては、委員会の態度は一変する。ある種の映画におけるサディスティックな暴力、残忍、脅迫、侮辱などのあからさまな描写に接した委員たちは、それが危害をもたらすという確証はないのに、映画に対する従来以上に厳しい規制という結論に直観的にとびついた。その理由は、単に映画は独特の強力なメディアであり、その直接性や生々しさが空想と現実の違いを判別することを困難ならしめる、ということに過ぎない。こうして今回の委員会報告

は、ポルノグラフィの社会的影響について全体的にまとまった評価を保つことができなくなり、首尾一貫性を欠くに至った、と社説は結論する。

21節 ハンプシャー

次にオクスフォード大学の教授であり、哲学者、哲学史家として著名なハンプシャー (S. Hampshire) の論評²⁾を紹介する。彼の議論は広く問題の文化的、歴史的、思想的背景に及んでおり、報告の具体的内容に触れることは少ないが、とにかく、彼の主要な論点をとりあげてみよう。

ハンプシャーによれば、人間の性的行為は元来、食習慣などと同様に、道徳的な禁制にもっとも多く規制されるものである。すべての言語が独自の文法を必要とするように、すべての社会はその日常道徳を形成する一群の儀式、禁制、慣習を必要とする。そして、これに対する違反は理屈抜きで直接のショックや激しい感情的反撥をひき起す。性的規制や家族制度はある特定の生き方に対する情緒的な執着の中心に位置しており、これらに対する攻撃は道徳一般を拒否することに等しいと感じられさえする。そして、ここに合理的啓蒙のディレンマがある。我々是一方で、歴史、芸術、文学、人類学、神話学、日常の噂話などを通じて、さまざまな性的な習慣や性向についての偏見を免れるように努めなければならないが、他方で、性的関係は個人間の親密さ (intimacy) の究極的形式であり、これは保護され、秘密のヴェールに包まれ、神秘的なものとして保たれるべきで、決して公然と示されてはならない。この両面は明らかに矛盾する。ある種の公開の形式（ことばにしても光景にしても）は、十分に発展した性的関係の本質的価値を成す全体的親密さの感じを破壊してしまう。ヨーロッパに來た中国の哲学者は都市の映画館の外のあからさまな広告を見て嫌悪と悲しみを感ずるであろう。歴史的にエロティックなものはつつしみ深く隠され私的なものとされてきた。現代の大衆文化と商業市場はプライヴァシーと隠遁を認めない故に、エロティックな空想の楽しみを破壊してしまったのである。

ハンプシャーは以上のような独自の考察との関連で、報告がエロティックな芸術とポルノグラフィを区別したこと、性表現の全面的解放ではなく制限という措置を打出したこと、を肯定的に評価する。また、不快概念について次のように論ずる。不快はまず知覚され、次に感じられるものであって、確かめることのできる影響、結果ではない。確かめることのできる結果以外は道徳に関係がないとする道徳哲学は理論として不十分であろう。その意味で、不快概念を法的制限の道徳的基礎とした委員会の選択は賢明であった、とハンプシャーは結論する。

22節 ウォルハイム

ロンドン大学の哲学教授ウォルハイム (R. Wollheim) はミルの自由主義に近い立場から報告を批判的に論評している³⁾。彼の分析は報告における危害概念に主として関わっている。それによれば、報告では危害は5種類に区別されている。第一はポルノグラフィの製作において出演者（モデル）にもたらされるかも知れない危害である。第二はそれを見ることによって起ってくる危害のなかでその影響が見る人本人にとどまる場合であり、第三はその影響が他人に及ぶ場合である。第四はポルノグラフィを見ることを望まない人が、それに会って受ける危害（不快）である。第五は個人が受けるのではなく、社会そのものが受ける危害である。第一の危害はかなり明

確に特定できる。これを含むようなポルノグラフィを禁止すべきだという委員会の判断も妥当だといえよう。第五の社会的危害についての議論は、約20年前、有名な判事デブリン (Lord Devlin) の『道徳の強制』⁴⁾ という書物にはじまる論争を思い出させる。デブリンは社会組織に対する損害に言及することによって議論をミルの性的な枠組から引き離し、伝統的リベラリズムが法に加える制限を超出しようとした。しかし、委員会は、社会的危害に十分考慮を払いながら、デブリンの議論には誇張や飛躍があることを指摘し、これが法の介入を正当化するという彼の主張を否定する。

そこで結局、猥褻の法規制に関する論争において、問題になるのは第二、三、四の危害である。第二の行為者本人に対する危害が法規制を正当化すると考えればパターンリズムになるが、委員会はこの問題に関してはミルに同意してパターンリズムを退ける。第三の他人に対する危害が状況によっては国家の介入を正当化することをミルは認めるが、予防的手段が濫用される恐れがあるから、犯罪が起きてから罰する方がよいと彼は結論する。委員会は予防的手段をとることにミルほどためらいを示していないので、問題はもっぱら他人への危害が積極的に実証されるか否かに絞られたのだった。ここでウォルハイムは、なぜ現代においては、いたるところで安全の価値が自由の価値よりも重んじられるのか、という一般的疑問を提出している。

ミルと委員会の見解の違いがもっとも顕著に示されるのは第四の危害、つまり不快に関してである。ミルは国家が不快概念に注意を払うことは危険であると考えた。委員会は不快を防ぐことがこの領域における法の中心的関心事であると考えた。100年以上にわたって猥褻に関する法の目的は「墮落・腐敗させる傾向」を持つものを抑圧することにあったが、報告は、法の主要目的は子供の保護と不快の防止である、と定義し直すのである。報告のミルとのこの不一致はリベラリズムの諸原則からの離反を意味するのだろうか。

ウォルハイムによれば、ミルが不快をとりあげるべきでないと考えたのは、次の三つの危険を防ぐためである。第一に、不快であるとされるものが意見である場合には、表現の自由が抑圧されることになる。第二に、行動が不快であると感じられる場合には、ミルが個性にとって決定的に重要であるとみなした「生き方の実験」が妨げられる恐れがある。第三に、意見と行動のどちらに対するものにしても、不快が道徳的判断に基づくものである場合には、この判断は、不快を生み出すその能力ゆえに、自動的に法によってその正当性を保証されることになる。委員会は恐らく、自らの提案する不快に対する制限という措置は、このような危険をも考慮に入れたものである、と反論するであろう。つまり、言語的表現の除外によって言論の自由は保証される。不快は禁止を正当化せず、制限を正当化するだけであるので、生き方の実験も保証される。第三の危険については報告はあまり触れていないが、恐らく「道理のわかる人々」の判断に信頼を置いているものと思われる。ウォルハイムはこれに対して、道理のわかる人々にとってこの不快が社会的危害と一致するにいたり、この不快が広く認定されて自由が大きく制限される時代が来る可能性がある、と指摘する。またこれに関連して彼は、報告における二つの重要な区別、つまり、言語的表現と写真類の区別と、禁止と制限の区別とが、それほど意味のある区別であるか、という疑問を提出している。ウォルハイムは報告をかなり高く評価しているが、彼自身の立場は、ミルと同じく、もっと自由の価値を尊重すべきだということにあると思われる。

23節 ホワイトハウス

全国視聴者連合 (National Viewers' and Listeners' Association) の指導者で、ポルノグラフィに対する厳しい規制の主張で有名なホワイトハウス夫人 (M. Whitehouse) は次のように報告を批判する⁵⁾。まず、今回の報告は1970年に出された同じ問題についてのアメリカの委員会報告の焼直しに過ぎない。この二つの報告において重要な役割を果たしたデンマークの刑法学者クチンスキー博士 (B. Kutchinsky) の経歴や能力には疑問がある。更に具体的には、

- (1) アメリカの委員会が最終報告を出した時、委員会から資金提供を受けた研究の90パーセントの結果はまだ提出されていなかった。このことが明らかにされてから、報告は上院で61対6で否決された。
 - (2) クチンスキー博士が1970年に公刊したのは試験的研究に過ぎず、これに欠点があることは自らも認めている。そして彼はそれ以降に行ったと称する研究をまだ発表していない。ウィリアムス委員長はこのことを認めながら、クチンスキーの研究を額面通りに評価している。
 - (3) コート博士 (J. Court) の研究は規則的に公刊され、過去10年間を通じて学問的吟味を受けてきている。彼の国際的評価は高い。その上、彼はタイムズへの投書⁶⁾で、ウィリアムス委員会は彼の研究の95パーセントを無視したと主張している。
 - (4) ウィリアムス報告は、デンマークでは強姦件数の増加の傾向は1974年までに明らかであるというコート博士の主張について、「1972年以来、実際には、そのような傾向は現われていない」と述べている。ところが、デンマークの警察が我々に提供した数字によれば、1972年から78年までの件数は233, 269, 287, 252, 294, 280, 484である。そのような傾向はないといえるだろうか。
 - (5) コート博士は、公的統計に基づいて、ポルノグラフィが自由に手に入る諸国においては、強姦および重大な性犯罪が著しく増加しており、ポルノグラフィに対して制限的政策が採られている諸国においては、ほとんどまたは全く増加していないことを論証した。彼は事実について論じているのであって、情緒的、主観的結論を述べているのではない。また私の判断する限り、ウィリアムス委員会の誰もコート博士の科学的データを専門的に評価できる心理学的、社会学的、統計学的能力を持っていない。
 - (6) ウィリアムス教授は彼の勧告によって、書店の本棚は一挙に浄化されるだろうと主張する。しかし、もし勧告が受け入れられるとしたら、「みだら」ということばはもはや何の法的意味も持たず、暴力、恐怖、排泄行為、性的行為、性器を描写するイラストだけが制限されるに過ぎない。だとすれば、現在、みだらであるとして公衆のひんしゅくを買っている 'girlie' magazine の表紙が、どれだけこの制限を受けるもののリストに含まれるであろうか。
- ホワイトハウスの主張は以上である。彼女は最後に、この問題について内務大臣が望むように更に論議がなされるべきであるならば、偏見に基づいてでなく、事実に基づいて行われるべきだ、と呼びかけている。

24節 総括的評価

最後に、以上のような多様な批判を考慮に入れながら、報告の総括的評価を試みることにしたい。

前章までに見てきたように、今回の委員会報告は性表現についてかなり多面的な議論を展開している。だが、委員会の職務はあくまで現代の英国社会における性表現についての立法政策を決定することであり、これを無制限に広くあるいは深い文脈において論ずることではないのである。ハンプシャーの合理的啓蒙のディレンマについての見解などは、性表現の本質についての我々の理解を深めてくれるような内容を含んでいるといえるであろう。もっと一般的にいて、人間社会における性および性表現の位置づけについては、さまざまな思想的立場からの見解がある。しかし、これを性表現の法的規制の具体的内容と結びつけることは、それほど容易なことではない。そこで、報告に対する我々の評価はもっと狭い範囲に限定して行うことにしたい。

論者たちがもっとも多く問題にしたのは、報告における危害および不快概念の取扱い方である。ホワイトハウスとコートは、ポルノグラフィの自由化は強姦などの性犯罪を増加させるといふ。クチンスキーと委員会はその反対の見解をとっている。どちらの見解が妥当であるかは私には判定できない。ただここで次のことに注意しておかなければならない。委員会は確かにデンマークではポルノグラフィの解放が性犯罪を減少させたというクチンスキーの見解の方が妥当であると判断したが、そのことから、ポルノグラフィを奨励すべきだとか、全面的に自由化にすべきだ、という結論を導き出したわけではない。委員会はむしろホワイトハウスの推奨する制限的政策——彼女から見れば不十分なものであろうが——を提案しているのである。そしてここに、アメリカの委員会報告との重大な違いを読みとることが可能である。また、タイムズの社説は、ポルノグラフィの禁止が正当化されるには、それが危害をもたらすことが合理的な疑いをさしはめない程度に明らかなければならない、という委員会の見解は疑わしいという。この場合、社説はポルノグラフィが他に何らの価値も持たないことを前提している。しかし、報告が述べるように、ポルノグラフィが芸術的または思想的価値を持つ可能性があるとしたら、これについての表現の自由は一応尊重されなければならないのではないか。他方、ウォルハイムはミル流のラジカルなベラリズムの立場から、不快の制限にも疑問を提出する。このように両面からの批判があるということは、報告が二つの立場、つまり個人を危害や不快から守ることを重視する立場と表現の自由を強調する立場の間で、折衷案をとったことを示している。しかし、それは単なる妥協の産物ではなく、ある程度の理論的吟味にも耐える筋の通った結論を提示している。具体的にいうならば、不快なものを制限するという委員会の提案は、どちらの側からも全面的には否定されないだけの説得力を持っている。

タイムズの社説は、委員会が特に映画に対する規制に関して一貫性に欠ける態度をとったと指摘する。しかし、さまざまな質的に異なるメディアを取扱う以上、規制の仕方が異なってくことはやむを得ないと考えられる。報告は、その内容が新しい制定法にそのままとりいれられることを想定して作成されたものであり、現実に適用可能にするために一貫性が犠牲にされたという理もある。また、視覚的表現と言語的表現の区別、映像と実演の区別など、委員会が異なる取扱いを正当化するために立てた区別の妥当性は、今後もなお論議の対象になるであろう。しかしとにかく、この報告は、性表現の法的規制について現実に適用可能であり、理論的な吟味にも耐える提案をしているのであり、我々が日本の社会においてこの問題を考える際に学ぶべき多くのものを含んでいると思う。（了）

註

4 章

- 1) この節では報告の9章1節から9章33節までの内容を紹介していることを示す。以下同じ。
- 2) これはその後、1980年2月に足かけ10年にわたる公演を終えたが、その際にもそのことについての論評はほとんど見られなかった。
- 3) 報告によれば、委員たちが調査のためコペンハーゲンを訪れた時、デンマークの当局は、ライブ・セックス・ショウに観衆が参加するというケースがあったこと、そして、ポルノグラフィ出版の完全な自由化という措置を撤回するつもりはないが、このようなショウを規制する手段は必要であると考えていること、を明らかにした。(11. 9)
- 4) 委員会の比較調査の対象とされたのは、西欧の主要な諸国とアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドであり、日本は対象になっていない。日本の第二次大戦後の映画検閲制度はかなり複雑な変遷の過程をたどっているが、自主規制機関としての映倫（映画倫理規程管理委員会）の位置づけや機能には英国のBBFCと共通するところが多くある。映倫の成立事情その他について詳細は遠藤龍雄『映倫 歴史と事件』（ペリカン社、1973年）参照。

5 章

- 1) *The Times* (29 Nov. 1979).
- 2) 'Stuart Hampshire writes about common decency', *The London Review of Books*, (24 Jan. 1980).
- 3) R. Wollheim, 'A Charismatic View of Pornography', *The London Review of Books* (7 Feb. 1980).
- 4) P. Devlin, *The Enforcement of Morals*, (Oxford University Press, 1965). ただし、法と道徳をめぐる論争の契機となったこの書物の第一論文は1959年3月18日に行われた講演である。本論文1節および3章註1), 2)参照。なおウォルハイムは当時、デヴリンのこの講演に對しかなりラジカルな自由主義の立場から厳しい批判をし、ハート (H. L. A. Hart) とともに論争に火をつける役割を果たした。R. Wollheim, 'Crime, Sin, and Mr. Justice Devlin', *Encounter* (Nov. 1959) その内容および評価については、拙稿「法と道徳についてのノート」I—VI（京都教育大学紀要A48—53, 1976年3月—1978年9月）22節および38節参照。
- 5) M. Whitehouse, 'The Williams Report', *The Listener* (13 March 1980).
- 6) 'Harm of pornography', *The Times* (5 Feb. 1980). コートがそこで述べていることは、ホワイトハウスの主張とはほぼ同じである。

Summary

In the United Kingdom, the Committee on Obscenity and Film Censorship, which was set up in 1977 "to review the laws concerning obscenity, indecency and violence in publications, displays and entertainments in England and Wales, except in the field of broadcasting, and to review the arrangements for film censorship in England and Wales; and to make recommendations", published its Report in November 1979. The Report, after surveying the existing law and the present situation and considering the question of harms supposedly caused by obscene publications and films and other important questions, proposes fundamental reforms of the obscenity laws. Its general recommendations are as follows.

1. The existing variety of laws in this field should be scrapped and a comprehensive new statute should start afresh.
2. Terms such as "obscene", "indecent" and "deprave and corrupt" should be abandoned as having outlived their usefulness.
3. The law should rest partly on the basis of harms caused by or involved in the existence of the material: these alone can justify prohibitions; and partly on the basis of the public's

legitimate interest in not being offended by the display and availability of the material: this can justify no more than the imposition of restrictions designed to protect the ordinary citizen from unreasonable offence.

4. The principal object of the law should be to prevent certain kinds of material causing offence to reasonable people or being made available to young people.

5. Only a small class of material should be forbidden to those who want it, because an objective assessment of likely harm does not support a wider prohibition.

6. The printed word should be neither restricted nor prohibited since its nature makes it neither immediately offensive nor capable of involving the harms we identify, and because of its importance in conveying ideas.

In this paper we have tried, first, to summarize main discussions and proposals in the Report, and secondly, to make some value judgments about its theoretical consistency and practicability. Our conclusion is that the Report has much to commend itself, and that from it we will be able to get some ideas for the solution of the same problem in Japan.